新

旧

(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定 数及びその所管)

## 第2条 略

- 2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。
  - (1) 総務常任委員会 6人 経営企画部、総務部、生活経済部 (地域振興 課に限る。)及び会計課の所管に関する事項並 びに他の委員会に属しない事項
  - (2) 文教厚生常任委員会 6人 生活経済部 (環境課に限る。)、健康福祉部 及び教育委員会の所管に関する事項
  - (3) 産業建設常任委員会 6人 生活経済部 (商工観光課及び農政課に限 る。)、都市整備部、上下水道部及び農業委員 会の所管に関する事項
  - (4) 略

(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

## 第2条 略

- 2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。
  - (1) 総務常任委員会 6人 <u>総合政策部、市民生活部</u>(地域振興課<u>及び市</u> <u>民課</u>に限る。)及び会計課の所管に関する事項 並びに他の委員会に属しない事項
  - (2) 文教厚生常任委員会 6人 <u>市民生活部</u>(環境課に限る。)、健康福祉部 及び教育委員会の所管に関する事項
  - (3) 産業建設常任委員会 6人 市民生活部 (商工観光課及び農政課に限 る。)、都市整備部、上下水道部及び農業委員 会の所管に関する事項
  - (4) 略